

令和3年度県産農産物海外販売力強化事業業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年1月19日

農政部農業政策課農産物マーケティング室長

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和3年度県産農産物海外販売力強化事業業務

### (2) 業務の目的

長野県内の米農家の経営安定のため、有望市場のひとつとして海外も有効な選択肢であることから、県産米の輸出拡大に向けて、香港において県産米の認知度向上のためのプロモーションを実施する。

### (3) 業務内容

- (ア) 県産米のネット広告を活用したターゲットマーケティング
- (イ) 県産米特設コーナーの設置（百貨店・飲食チェーン店等）による販売促進活動
- (ウ) 県産米プレゼント企画の実施
- (エ) 香港での業務打合せ

### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 企画コンセプト（基本的な考え方）
- イ 実施スケジュール
- ウ 実施内容  
仕様書（案）5に記載の業務内容
- エ 実施体制
  - (ア) 運営体制
  - (イ) 海外においてプロモーション活動のノウハウを有する者の配置の可否
  - (ウ) 海外におけるプロモーション実績
- オ 業務の要する経費及びその内訳

### (6) 業務の実施場所

香港

### (7) 履行期間又は履行期限

契約締結日～令和5年2月28日（繰越明許費設定済）

### (8) 費用の上限額

12,768,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参

- 加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
  - (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
  - (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
  - (7) 応募する者は海外におけるプロモーション活動の実績を有し、かつ本業務の実施にあたり海外でのプロモーションのノウハウを有する者を配置できること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室  
電 話 026-235-7216（直通）  
F A X 026-235-7393  
メール marketing@pref.nagano.lg.jp

- (4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ① 提出期限 令和4年1月27日（土曜日、日曜日及び休日<sup>\*</sup>は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】
  - ② 提出先 3(3)に同じ。
  - ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。
- (5) 応募資格要件の審査  
応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により農産物マーケティング室長から通知します。
  - ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
  - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
  - ④ 非該当理由の説明請求の受付
    - ア 受付場所 3(3)に同じ。
    - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (7) その他の留意事項
- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
  - ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

- (1) 開催日時 令和4年1月24日 午後1時30分～午後3時30分
- (2) 開催方法 Zoomを活用したオンライン方式
- (3) 申込方法 説明会への参加を希望する事業者は、令和4年1月24日午前10時30分までに3(3)まで電子メールにて申込を行うこと。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 農産物マーケティング室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年2月14日までに長野県公式ホームページで公表します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
- (2) 添付資料
  - ・企画書（企画書はA4サイズとし、作成様式は任意とします。ただし、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。）
  - ・企画書説明資料
  - ・会社概要又はパンフレット
- (3) 企画書記載上の留意事項
  - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
  - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を

再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (3) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年2月17日(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし2月17日は午前10時までとする。)
- ② 提出先 3 (3) に同じ。
- ③ 提出部数 6部(原本1部、コピー5部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (3) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

**【評価基準】**

項目	評価内容	配点
1 総論	○本業務の背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、企画・提案力が優れているか。 ○新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応ができる企画となっているか(渡航できない場合でも実施可能な提案か)	20
2 企画力	○香港において、県産米の輸出拡大に資する効果的な企画提案であるか。 ○県産米の認知度向上に向けた効果的なPRの企画提案であるか。 ○県産米の販売促進活動に資する企画提案となっているか。	30
3 実行力	○香港において、本業務を円滑に実施するためのノウハウ、実績が十分であるか。 ○香港でのPR活動、販売促進活動ができる体制となっているか。 ○管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。 ○県及び関係団体等との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか。 ○トラブルの未然防止策・対応策が適当か	30
4 経済性	○予算内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか。 ○見積金額が適正な価格となっているか。	20
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

(ア) 共通事項

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② プレゼンテーションの実施日時及び場所  
令和4年2月21日 午前9時30分からオンライン方式で実施を予定。  
※実施方法及び時間については参加者に個別に連絡します。

(イ) 1次審査

- ① 5者以上の提出があった場合は、1次審査（書面審査）を実施します。企画提案書の提出が5者以下の場合は、1次審査は実施しません。
- ② 審査は、提案書及び添付書類について審査します。
- ③ 審査は、6－(6)の評価基準に基づき採点を行い、合計点の上位5者を選定します。

(ウ) 2次審査

- ① 1次審査で選定された者に対して、2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1名を選定します。
- ② 審査は、6－(6)の評価基準に基づき採点に基づき採点します。
- ③ 各審査委員が行った採点に基づき、委託候補者の順位付けを行い、1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点の順位点を付けるものとします。
- ④ 各審査委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(3)に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を農産物マーケティング室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室  
電 話 026-235-7216（直通）  
F A X 026-235-7393  
メール marketing@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができません。